

平成24年度決算に係る
定期監査調書

平成25年7月

東部総合事務所県税局

〔組織改正に伴い業務を引き継いだ機関
東部県税事務所〕

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1頁
	(1) 指摘事項	
	(2) 監査意見	
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況	1頁
3	組織及び業務調べ	2頁
4	職員の定員、現員調べ	2頁
5	役付職員の調べ	3頁
6	主な事業に関する調べ	4頁
7	収入証紙取扱額調べ	8頁
8	収入事務処理状況調べ	9頁
	(1) 分担金及び負担金	
	(2) 使用料	
	(3) 手数料	
	(4) 財産収入	
	(5) 諸収入	
	(6) 現金の取扱状況	
9	収入未済額調べ	12頁
10	未収金回収促進のための取り組み状況調べ	16頁
11	不納欠損額調べ	20頁
12	負担金、交付金及び委託料支出状況調べ	22頁
	(1) 負担金	
	(2) 補助金	
	(3) 交付金	
	(4) 委託料	
13	工事請負費調べ	24頁
14	財産に関する調べ	25頁
	(1) 公有財産	
	(2) 金券類の受払状況	
	(3) 債権	
15	財産の貸付及び使用許可調べ	26頁
	(1) 土地及び建物	
	(2) 物品	
16	借受不動産明細調べ	26頁
17	職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ	26頁
	(1) 職員住宅	
	(2) 職員駐車場	
18	自動車(二輪を除く)の管理状況調べ	26頁
19	寄附物件の受納状況調べ	27頁
20	備品の処分状況調べ	27頁
21	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	27頁
○	意見・要望等	27頁

1 前年度指摘事項等に対する措置等

(1) 指摘事項

該当なし

(2) 監査意見

該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況

【口頭指摘】

指 摘 事 項	措 置 て ん 末
<p>1 滞納者への対応について</p> <p>平成20年度以降、県税全体の収入未済額に占める個人県民税の割合が8割を超える状況が続いていることを受けて、個人県民税の徴収率向上、徴収職員の能力向上などを目的に県と県内全市町村が参加し、平成22年4月に鳥取県地方税滞納整理機構を設置したところであります。</p> <p>平成19年度の税源移譲を境に下降していた個人県民税の徴収率が、平成23年度にはやや持ち直しており、同機構を設置した成果が出てきています。</p> <p>しかしながら、依然として県内の経済情勢が厳しいことから、滞納者の個別事情に対応した適正な滞納整理事務を行うことを徹底すべきであります。特に生活困窮者や多重債務者に対しては、福祉事務所や消費生活センターなどとの連携を強化し、行政全体でセーフティーネット機能の構築を図るべきであります。</p>	<p>滞納整理事務においては、滞納者と接触する機会を必ず設け、納税交渉等を通じて個別事情を把握するとともに、生活困窮者と窺える者に対しては、適正な徴収緩和制度の適用を検討し、併せて生活支援に関する相談窓口を案内するよう努める。</p> <p>＜既に取組み中のもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書催告を行う際に多重債務等の相談に関するチラシを封入(消費生活センターと連携) ・納税折衝を行う際に生活相談等の窓口の案内チラシを携行(福祉事務所と連携) ・地方税法に基づく適正な徴収緩和制度の適用又は分割での納税 ・税務研修会や多重債務・ヤミ金融問題対策協議会等で情報共有 <p>＜今後の取組み予定＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務研修会に福祉事務所や消費生活センター職員を講師で招聘 <p>＜平成25年度事業名・要求額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税収納管理事業 1,037,668千円 ・地方税確保対策事業 1,083千円 ・地方税務職員研修事業 949千円

3 組織及び業務調べ

局（所）名	課名	係（担当）名	課の主な所掌事務
東部県税事務所	収税課	管理担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の督促、収納及び過誤納金の還付又は充当に関する事。 ・ 口座振替及び納税証明書の交付に関する事。 ・ 東部庁舎の管理に関する事。 ・ ワークセンターの運営に関する事。
		徴収担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の徴収、滞納処分、延滞金の減免及び犯則取締りに関する事。 ・ 個人住民税の徴取引継ぎ及び滞納整理に関する事。 ・ 地方税滞納整理機構東部支部の滞納整理事務に関する事。
		自動車税担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車税及び自動車取得税に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免、督促及び収納、犯則取締り並びに徴収、滞納処分に関する事。
	課税課	課税第一担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課及び課税免除、減免に関する事。
		課税第二担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税(自動車税及び自動車取得税を除く。)に係る徴収金の賦課に関する犯則の取締りに関する事。

4 職員の定員、現員調べ

(平成25年4月1日現在)

区分	種別	事務職員		技術職員		現業職員		計		備考
		当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	当該年度	24.4.1現在	
	定員	35	33			1		36	33	
	現員	(2) 38	(2) 35			1		(2) 39	(2) 35	育休 2
	過不足(△)	3	2					3	2	育休 2 過員 1
	臨時職員									
	非常勤職員	14	6					14	6	一般事務 5 事務補助 3 ワークセンター 2 緊急雇用 4

5 役付職員の調べ

(平成25年7月1日現在)

職名	氏名	在職期間	備考
所長	橋本 修	年 月 1 3	
副所長兼収税課長	七里 誠人	4 3	出納員 収税課課長補佐 2年
課税課長	谷口 勝也	2 3	税務専門員兼課税課課長補佐 3年 課税課課長補佐 1年 課税課主幹 2年
収税課課長補佐	高橋 久志	1 3	
収税課課長補佐	中西 健	3	庁舎管理担当
収税課課長補佐	遠藤 忠敏	2 3	
課税課課長補佐	前田 毅	2 3	

6 主な事業に関する調べ

事業名	概	要																																																																																																																							
<p>1 県税徴収率の維持・向上 (詳細は、「未収金回収促進のための取り組み状況」に記載)</p> <p>決算額 16,632,035千円 (前年比： ▲2,323,913千円)</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立</p> <p>(イ) 事業の実施状況 市町が賦課徴収する個人県民税を除く県税については、効率的かつ効果的な滞納整理の実践と進捗管理の徹底により、近年、収入未済件数を大幅に縮減し、高い徴収率を維持している。</p> <p><滞納整理の基本方針></p> <p>①早期に納税折衝等を開始する。 ②時期を失することなく滞納者の実態を把握し、適切な納税指導を行う。 ③納税資力があるにもかかわらず、納税意識の希薄な滞納者については、早期かつ厳正な滞納処分を実施する。 ④定期的に滞納整理の進捗状況をヒアリングし、進行管理を徹底する。</p> <p><徴収率の推移(地特税を除く。)> (単位：%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>19年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部県税事務所</td> <td>97.7</td> <td>97.5</td> <td>97.5</td> <td>97.6</td> </tr> <tr> <td>(個県を除く。)</td> <td>99.0</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> </tr> <tr> <td>鳥取県税全体</td> <td>97.9</td> <td>97.7</td> <td>97.7</td> <td>97.8</td> </tr> <tr> <td>(個県を除く。)</td> <td>98.9</td> <td>99.4</td> <td>99.4</td> <td>99.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各年度とも出納整理期間終了時点(5月末)のもの。</p> <p><収入未済状況の推移(地特税を除く。)> (単位：件、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> <th colspan="2">24年度</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">東部県税事務所 (個県を除く。)</td> <td>現</td> <td>682</td> <td>79,377</td> <td>379</td> <td>15,816</td> <td>287</td> <td>13,307</td> <td>277</td> <td>12,558</td> </tr> <tr> <td>滞</td> <td>983</td> <td>72,378</td> <td>493</td> <td>25,650</td> <td>445</td> <td>22,045</td> <td>416</td> <td>19,690</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,665</td> <td>151,755</td> <td>872</td> <td>41,466</td> <td>732</td> <td>35,352</td> <td>693</td> <td>32,248</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">うち 自動車税</td> <td>現</td> <td>601</td> <td>22,837</td> <td>342</td> <td>12,709</td> <td>261</td> <td>9,217</td> <td>247</td> <td>8,737</td> </tr> <tr> <td>滞</td> <td>493</td> <td>18,968</td> <td>287</td> <td>10,654</td> <td>289</td> <td>10,579</td> <td>285</td> <td>9,852</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,094</td> <td>41,805</td> <td>629</td> <td>23,363</td> <td>550</td> <td>19,796</td> <td>532</td> <td>18,589</td> </tr> </tbody> </table> <p><差押実施件数の推移> (単位：件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>19年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車税</td> <td>323</td> <td>470</td> <td>592</td> <td>204</td> </tr> <tr> <td>その他の税目</td> <td>105</td> <td>91</td> <td>76</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>428</td> <td>561</td> <td>668</td> <td>268</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 平成24年度実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <p>(ア) 個人住民税の特別徴収の推進 給与所得者に係る個人住民税は地方税法の規定により、原則として特別徴収しなければならないが、多くの事業所が特別徴収を実施せず、法令違反の状態であると同時に徴</p>	区 分	19年度	22年度	23年度	24年度	東部県税事務所	97.7	97.5	97.5	97.6	(個県を除く。)	99.0	99.7	99.7	99.7	鳥取県税全体	97.9	97.7	97.7	97.8	(個県を除く。)	98.9	99.4	99.4	99.5	区 分		19年度		22年度		23年度		24年度		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	東部県税事務所 (個県を除く。)	現	682	79,377	379	15,816	287	13,307	277	12,558	滞	983	72,378	493	25,650	445	22,045	416	19,690	計	1,665	151,755	872	41,466	732	35,352	693	32,248	うち 自動車税	現	601	22,837	342	12,709	261	9,217	247	8,737	滞	493	18,968	287	10,654	289	10,579	285	9,852	計	1,094	41,805	629	23,363	550	19,796	532	18,589	区 分	19年度	22年度	23年度	24年度	自動車税	323	470	592	204	その他の税目	105	91	76	64	合計	428	561	668	268	
区 分	19年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																					
東部県税事務所	97.7	97.5	97.5	97.6																																																																																																																					
(個県を除く。)	99.0	99.7	99.7	99.7																																																																																																																					
鳥取県税全体	97.9	97.7	97.7	97.8																																																																																																																					
(個県を除く。)	98.9	99.4	99.4	99.5																																																																																																																					
区 分		19年度		22年度		23年度		24年度																																																																																																																	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																																																																																
東部県税事務所 (個県を除く。)	現	682	79,377	379	15,816	287	13,307	277	12,558																																																																																																																
	滞	983	72,378	493	25,650	445	22,045	416	19,690																																																																																																																
	計	1,665	151,755	872	41,466	732	35,352	693	32,248																																																																																																																
うち 自動車税	現	601	22,837	342	12,709	261	9,217	247	8,737																																																																																																																
	滞	493	18,968	287	10,654	289	10,579	285	9,852																																																																																																																
	計	1,094	41,805	629	23,363	550	19,796	532	18,589																																																																																																																
区 分	19年度	22年度	23年度	24年度																																																																																																																					
自動車税	323	470	592	204																																																																																																																					
その他の税目	105	91	76	64																																																																																																																					
合計	428	561	668	268																																																																																																																					

事業名	概要
	<p>収率低迷の一因となっている。このため、特別徴収を実施していない事業者に対しては、まず、法令上、特別徴収を行う義務があることを周知する必要がある、管内の市町と連携した広報活動（特別徴収推進啓発のチラシ配布。）、企業訪問等を実施した。</p> <p>(イ) 市町連携及び個別支援 鳥取県地方税滞納整理機構（県・市町の共通滞納者への共同滞納整理を実施するため、平成22年4月に設立）の取組みに加え、管内市町の実情に応じた個別具体的な支援を実施し、徴収率の向上に努めた。</p> <p>ウ 成果 滞納整理の基本方針に基づき、自主財源の最大限の確保及び納税秩序の確立を図った。</p> <p>(ア) 滞納件数の圧縮 定期的なヒアリングによる進行管理、写真入りタイヤロック予告書の発送、臨宅から出頭通知への切り替え、自動車税については徴収係と自動車税係徴収担当の連携強化及び係長級以上の職員による一斉電話催告の実施（10月に約500件）等、効率的な滞納整理手法に取組み、早期に滞納件数を圧縮した。</p> <p>(イ) 厳正な滞納処分 滞納件数の早期圧縮により個々の滞納者の状況把握ができ、適切な納税指導と早期かつ厳正な滞納処分につながった。</p> <p>(ウ) 個人県民税の取組 地方税滞納整理機構の取組は、中・西部に比べて高い徴収率、処理率を確保することができた。 なお、個人県民税収入未済額の大半を占める鳥取市とは相互派遣職員を中心に信頼関係も高まり、緊密な連携により滞納整理を行っている。</p> <p>(エ) 新たな取組 効率的な滞納整理を実践するため預金調査事務の電子化を検討した。</p> <p>エ 課題 (ア) 個人県民税徴収対策 平成23年度の個人県民税収入未済額は、県税全体の92.3%を占め過去最高のウエイトとなり、平成24年度も同様に高い水準が見込まれる。また、個人県民税を除く徴収率は、平成23年度決算で99.7%と高い水準を維持しており、県税事務所の徴収努力による税収確保は限界にある。このため個人県民税の徴収対策が喫緊の課題である。</p> <p>(イ) 市町連携及び個別支援 県と市町の連携や支援の強化により、管内市町の徴収能力は向上しつつあるが、まだ取組姿勢や体制にばらつきがあり、今後も各市町の実態に応じた支援を行う必要がある。</p> <p>(ウ) 税務事務共同化の推進 今まで以上に効率的な体制で、より高いレベルでの事務を行うことを目的として、検討部会及びワーキングチームを設け、税外債権の徴収及び課税事務も含めた法定組織（広域連合）の設置を継続検討する。</p>

事業名	概要
2 不正軽油対策	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 不正軽油（知事の承認を受けないで灯油・重油等を混ぜるなどの行為により製造された軽油等。）の製造・販売・使用は脱税行為であり、県税収入の減少や正常な商取引を阻害するだけでなく、不正軽油製造で生じる産業廃棄物が環境破壊にもつながることから不正軽油の製造等の撲滅に向けた取組みを行う。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 軽油流通経路の各段階で正常な軽油が流通しているか把握するため、地方税法に基づく抜取調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売店調査 16件 ・ 大口需要家等調査 20件 ・ 路上抜取調査 3回（63台） <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>H24.10.15 県（東部県税局）・中国運輸局合同調査 実施場所：岩美町大谷地内、国道9号パーキングエリア 抜取台数10台 ※ 中国運輸局は硫黄分濃度検査を実施</p> <p>H24.10.24 全国一斉調査 実施場所：北栄町松神地内、国道9号上り線 東部県税局実施抜取台数 30台</p> <p>H24.11.27 中国四国一斉調査 実施場所：大山町田中地内、国道9号中山ノステーション 東部県税局実施抜取台数 23台</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業実施現場における調査 11件 <p>なお、違法事案は発見されなかった。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点 特になし</p> <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要家、販売店等の調査を定期的に行うことで、軽油の不正利用の抑止を図るとともに、不正軽油撲滅への意識啓発が図れた。 <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景気が低迷している中で、各事業者がコスト削減のために車両の燃料としてA重油又は灯油を不正に使用する懸念があるため、引き続き販売店、大口需要家等に対し軽油の抜取調査を行い、不正軽油の撲滅に向けた取組みを行う必要がある。 ・ 今後も引き続き不正軽油対策協議会の構成員（警察、消防局、石油商業組合等。）と連携し、情報提供を呼びかけるとともに、関係業界に対し脱税行為の禁止の周知・啓発を図る必要がある。

事業名	概要																								
<p>3 未登録法人の捕捉調査及び不申告法人に対する申告指導・督励対策</p>	<p>ア 目的及び事業の実施状況</p> <p>(ア) 目的 未登録法人（県内に事務所等を設置して事業を行っているが、法人設立届を提出していないため、法人二税の申告実績がない法人）の捕捉調査を行うとともに、不申告法人（法人登録はあるが、決算期が到来し、法人二税の申告期限を経過しても申告書を提出しない法人）に対する申告指導及び督励を行い、適正・公平な課税及び自主財源確保を図る。</p> <p>(イ) 事業の実施状況 未登録法人の捕捉に向けて、大型ショッピングモール等現地調査及び管内市町の法人登録台帳との照合を行った。 また、不申告法人については、毎月、税務電算システムから配信される不申告法人に関するリストを基に実態調査（現況確認・法務局調査）を進めるとともに、電話・訪問等による申告指導（督励）を行った。</p> <p>イ 平成24年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大型ショッピングモール等現地調査を行い未登録法人の捕捉調査を行った。 ・ 事業を行っていないながら申告（納付）しない法人に対して、継続して申告指導（督促）を進めるとともに、法人登録はあるが事務所がなく将来事業を再開する見込みがないと申し出のあった法人等について実態調査に取り組み、法人除却保留等の処理を進めた。 <p>ウ 成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 未登録法人を4法人確認したことにより、設立届及び申告書の提出を指導し、後日提出された。 ・ 不申告法人延べ363法人のうち、申告指導・督励により107法人が期限後申告を行った。 ・ また、実態がなく、今後、再開見込みが全くない不申告法人について、106法人の除却保留処理を行った。 ・ さらに申告しない法人（1法人）に対して、法人県民税（事業税）の決定処分を行った。 ・ 最終的に平成23年度末と比べ、平成24年度末の不申告法人数が減少した。 〔年度末不申告法人数〕 <table border="1" data-bbox="512 1364 1425 1637"> <thead> <tr> <th colspan="2">H24. 3. 31時点</th> <th colspan="2">H25. 3. 31時点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23年度延べ不申告法人数 (A)</td> <td>325</td> <td>H24年度延べ不申告法人数 (A)</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>期限後申告法人数 (B)</td> <td>105</td> <td>期限後申告法人数 (B)</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>除却保留法人数 (C)</td> <td>20</td> <td>除却保留法人数 (C)</td> <td>106</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>決定処分 (D)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>差引 (A-B-C)</td> <td>200</td> <td>差引 (A-B-C-D)</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申告督励により申告書を提出した法人が、翌事業年度も再び不申告となる傾向が続いている。自主申告及び納付の意識を醸成する方を講じる必要がある。 ・ 鳥取税務署と連携した取り組みを行うなど、更なる不申告法人の解消に向けた取り組みを検討する必要がある。 	H24. 3. 31時点		H25. 3. 31時点		H23年度延べ不申告法人数 (A)	325	H24年度延べ不申告法人数 (A)	363	期限後申告法人数 (B)	105	期限後申告法人数 (B)	107	除却保留法人数 (C)	20	除却保留法人数 (C)	106			決定処分 (D)	1	差引 (A-B-C)	200	差引 (A-B-C-D)	149
H24. 3. 31時点		H25. 3. 31時点																							
H23年度延べ不申告法人数 (A)	325	H24年度延べ不申告法人数 (A)	363																						
期限後申告法人数 (B)	105	期限後申告法人数 (B)	107																						
除却保留法人数 (C)	20	除却保留法人数 (C)	106																						
		決定処分 (D)	1																						
差引 (A-B-C)	200	差引 (A-B-C-D)	149																						

7 収入証紙取扱額調べ

(平成25年3月31日現在)

収入科目			件数(件)	単価(円)	証紙はりつけ額(円)	備考
目	節	細節				
自動車税	現年課税分		15,259	—	287,081,200	
		計(節)	15,259		287,081,200	
	目計		15,259		287,081,200	
自動車取得税	現年課税分		21,455	—	938,681,500	
		計(節)	21,455		938,681,500	
	目計		21,455		938,681,500	
狩猟税	現年課税分	一種銃猟免許	172	16,500	2,838,000	ライフル等
		一種銃猟免許 (県民税所得割の納付を要しない者等)	78	11,000	858,000	ライフル等
		二種銃猟免許	6	5,500	33,000	空気銃等
		網わな	237	8,200	1,943,400	ワナ等
		網わな (県民税所得割の納付を要しない者等)	125	5,500	687,500	ワナ等
	計(節)	618		6,359,900		
目計		618		6,359,900		
総務手数料	徴税手数料	納税証明書 交付手数料	2,961	400	1,184,400	
		免税軽油使用者証 交付手数料	93	400	37,200	
	計(節)	3,054		1,221,600		
目計		3,054		1,221,600		
合計		40,386		1,233,344,200		

8 収入事務処理状況調べ

(1) 分担金及び負担金 該当なし

(2) 使用料 該当なし

(3) 手数料

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

収入科目			件数(件)	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節	細節							
総務手数料	徴税手数料	納税証明書交付手数料	66	46,800	46,800	0	0	県税条例 第16条第3項	
	計(節)		66	46,800	46,800	0	0		
目 計			66	46,800	46,800	0	0		
合 計			66	46,800	46,800	0	0		

(4) 財産収入 該当なし

(5) 諸収入

(平成25年3月31日現在)

(単位:件、円)

収入科目		細節(種別)	件数	調定金額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	根拠法令名等	備考
目	節								
延滞金	延滞金	延滞金	3,559	18,037,725	18,022,485	0	15,240	地方税法第56条第2項他	
	計(節)		3,559	18,037,725	18,022,485	0	15,240		
目計			3,559	18,037,725	18,022,485	0	15,240		
加算金	加算金	過少申告加算金	31	169,887	139,887	0	30,000	地方税法第72条の46第1項他	
		不申告加算金	61	390,309	25,605	0	364,704		
		重加算金	92	4,185,173	3,552,790	3,800	628,583		
	計(節)		184	4,745,369	3,718,282	3,800	1,023,287		
目計			184	4,745,369	3,718,282	3,800	1,023,287		
滞納処分費	滞納処分費	滞納処分費弁償金	2	2,300	2,300	0	0	地方税法第14条の3	
	計(節)		2	2,300	2,300	0	0		
目計			2	2,300	2,300	0	0		
地方法人特別税	地方法人特別税		3,019	221,455,364	204,728,335	1,193,900	15,533,129	地方法人特別税等に関する 暫定措置法	
	計(節)		3,019	221,455,364	204,728,335	1,193,900	15,533,129		
目計			3,019	221,455,364	204,728,335	1,193,900	15,533,129		
雑入	雑入	出納員口座預金利息	2	2	2	0	0	出納員管理口座取扱要領	
目計			2	2	2	0	0		
合計			6,766	244,240,760	226,471,404	1,197,700	16,571,656		

(6) 現金の取扱状況
 ア 現金取扱状況

(平成25年3月31日)
 (単位:円)

収入科目(節)	収入済額	備 考
県税	409,838,930	県税収入。延滞金、加算金を含む。
合 計	409,838,930 (4,514件)	

イ つり銭の状況

(平成25年3月31日)

つり銭の有無	有	つり銭の額(円)	100,000
--------	---	----------	---------

11

9 収入未済額調べ

(1) 県税未収金 (平成25年3月31日現在)

① 過年度分

(単位: 円、件)

年度 区分	税 目	前年度からの繰越		当 該 年 度						翌年度繰越		備考 (※)		
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数		未収額	件数
S53	不動産取得税	30,210	1	30,210	1									
S56	不動産取得税	49,500	4	29,250	2	20,250	2					20,250	2	生前贈与20,250(2)
S57	不動産取得税	45,270	3			45,270	3					45,270	3	生前贈与45,270(3)
S58	不動産取得税	104,605	4			104,605	4					104,605	4	生前贈与104,605(4)
S59	不動産取得税	53,040	3			53,040	3					53,040	3	生前贈与53,040(3)
S60	不動産取得税	42,520	2			42,520	2					42,520	2	生前贈与42,520(2)
S61	不動産取得税	188,940	7			188,940	7					188,940	7	生前贈与188,940(7)
S62	不動産取得税	340,920	11	37,840	1	303,080	10					303,080	10	生前贈与303,080(10)
H 1	不動産取得税	47,500	2			47,500	2					47,500	2	生前贈与47,500(2)
H 2	不動産取得税	164,100	4			164,100	4					164,100	4	生前贈与164,100(4)
H 3	不動産取得税	144,700	4	28,300	2	116,400	2	6,100				110,300	2	生前贈与110,300(2)
H 4	不動産取得税	269,200	5	25,100	1	244,100	4					244,100	4	生前贈与244,100(4)
H 6	不動産取得税	130,000	3			130,000	3					130,000	3	生前贈与130,000(3)
H 7	不動産取得税	36,100	1	36,100	1									
H 8	不動産取得税	99,300	2			99,300	2					99,300	2	生前贈与99,300(2)
	特別地方消費税	159,958	1			159,958	1	107,000				52,958	1	
	小計	259,258	3			259,258	3	107,000				152,258	3	
H9	個人事業税	177,908	1			177,908	1	34,400				143,508	1	
	不動産取得税	121,500	1			121,500	1	2,700				118,800	1	生前贈与118,800(1)
	特別地方消費税	1,243,973	12			1,243,973	12					1,243,973	12	
	小計	1,543,381	14			1,543,381	14	37,100				1,506,281	14	
H10	不動産取得税	1,467,300	2			1,467,300	2					1,467,300	2	生前贈与1,467,300(2)
	特別地方消費税	972,019	12			972,019	12					972,019	12	
	小計	2,439,319	14			2,439,319	14					2,439,319	14	
H11	個人事業税	291,063	3			291,063	3					291,063	3	執行停止21,263(2)
	不動産取得税	74,800	2			74,800	2					74,800	2	生前贈与74,800(2)
	特別地方消費税	809,009	12			809,009	12					809,009	12	
	小計	1,174,872	17			1,174,872	17					1,174,872	17	
H12	個人事業税	282,100	2			282,100	2			282,100	2			
	特別地方消費税	184,211	3			184,211	3					184,211	3	
	小計	466,311	5			466,311	5			282,100	2	184,211	3	
H13	個人事業税	140,800	4			140,800	4			104,200	2	36,600	2	執行停止36,600(2)
	不動産取得税	348,519	4			348,519	4	230,819	1			117,700	3	生前贈与117,700(3)
	自動車税	55,400	1			55,400	1	55,400	1					
	小計	544,719	9			544,719	9	286,219	2	104,200	2	154,300	5	
H14	個人事業税	195,700	2			195,700	2			195,700	2			
	不動産取得税	128,500	4			128,500	4					128,500	4	生前贈与128,500(4)
	小計	324,200	6			324,200	6			195,700	2	128,500	4	
H15	個人事業税	289,200	1			289,200	1	289,200	1					
	不動産取得税	334,100	6			334,100	6					334,100	6	生前贈与334,100(6)
	小計	623,300	7			623,300	7	289,200	1			334,100	6	

(単位：円、件)

年度区分	税目	前年度からの繰越		当 該 年 度						翌年度繰越		備考(※)		
		過年度未収額	件数	繰越後の減額	件数	減額後調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数		未収額	件数
H16	個人事業税	65,000	2			65,000	2			65,000	2			
	不動産取得税	129,700	4			129,700	4					129,700	4	生前贈与129,700(4)
	自動車税	58,400	2			58,400	2	3,400				55,000	2	
	小計	253,100	8			253,100	8	3,400		65,000	2	184,700	6	
H17	個人事業税	334,700	4			334,700	4	279,100	2	55,600	2			
	自動車税	437,928	11			437,928	11	124,687	2	47,800	1	265,441	8	
	小計	772,628	15			772,628	15	403,787	4	103,400	3	265,441	8	
H18	個人事業税	18,000	1			18,000	1			18,000	1			
	不動産取得税	48,800	1			48,800	1					48,800	1	生前贈与48,800(1)
	自動車税	727,393	18			727,393	18	118,800	3	39,500	1	569,093	14	
	小計	794,193	20			794,193	20	118,800	3	57,500	2	617,893	15	
H19	不動産取得税	86,172	2			86,172	2	60,772	1			25,400	1	生前贈与25,400(1)
	自動車税	975,026	27	34,800	1	940,226	26	143,600	4	369,600	10	427,026	12	
	小計	1,061,198	29	34,800	1	1,026,398	28	204,372	5	369,600	10	452,426	13	
H20	自動車税	1,430,853	38	20,600	1	1,410,253	37	175,700	4	193,000	5	1,041,553	28	
H21	法人県民税	21,000	1			21,000	1			21,000	1			
	法人事業税	23,246	1			23,246	1	23,246	1					
	個人事業税	151,900	1			151,900	1					151,900	1	執行停止151,900(1)
	不動産取得税	388,100	6	46,300	1	341,800	5	277,300	2			64,500	3	生前贈与17,700(1)
	自動車税	2,371,869	71	59,126	2	2,312,743	69	397,705	12	50,900	2	1,864,138	55	
	軽油引取税	474,260	1			474,260	1					474,260	1	
	小計	3,430,375	81	105,426	3	3,324,949	78	698,251	15	71,900	3	2,554,798	60	
H22	法人県民税	76,499	3			76,499	3	5,908	1			70,591	2	
	不動産取得税	682,000	1			682,000	1					682,000	1	
	自動車税	4,521,912	121	416,400	14	4,105,512	107	1,082,549	31			3,022,963	76	
	小計	5,280,411	125	416,400	14	4,864,011	111	1,088,457	32			3,775,554	79	
H23	法人県民税	207,100	6			207,100	6	131,304	4	75,796	2			
	法人事業税	1,891,775	3			1,891,775	3	426,975	4	1,473,900	1	-9,100	-2	
	個人事業税	696,600	5			696,600	5	458,500	2			238,100	3	
	不動産取得税	1,294,700	12	268,900	2	1,025,800	10	600,800	7			425,000	3	生前贈与425,000(3)
	自動車税	9,217,296	261	186,300	8	9,030,996	253	3,756,224	117			5,274,772	136	
	小計	13,307,471	287	455,200	10	12,852,271	277	5,373,803	134	1,549,696	3	5,928,772	140	
	計	法人県民税	304,599	10			304,599	10	137,212	5	96,796	3	70,591	2
法人事業税	1,915,021	4			1,915,021	4	450,221	5	1,473,900	1	-9,100	-2		
個人事業税	2,642,971	26			2,642,971	26	1,061,200	5	720,600	11	861,171	10		
不動産取得税	6,850,096	101	502,000	11	6,348,096	90	1,178,491	11			5,169,605	79		
特別地方消費税	3,369,170	40			3,369,170	40	107,000				3,262,170	40		
自動車税	19,796,077	550	717,226	26	19,078,851	524	5,858,065	174	700,800	19	12,519,986	331		
軽油引取税	474,260	1			474,260	1					474,260	1		
小計	35,352,194	732	1,219,226	37	34,132,968	695	8,792,189	200	2,992,096	34	22,348,683	461		
個人県民税	427,843,607				427,843,607		88,371,030				339,472,577			
総計	463,195,801	732	1,219,226	37	461,976,575	695	97,163,219	200	2,992,096	34	361,821,260	461		

※備考欄の生前贈与とは、翌年度繰越未済額のうち徴収猶予によるものであり、()内は件数である。
 ※備考欄の執行停止とは、翌年度繰越未済額のうち執行停止中のものであり、()内は件数である。

② 現年度分（平成25年3月31日現在）

（単位：円、件）

税 目	調定額	件数	収入額	件数	不 納 欠損額	件数	翌年度繰越		備考
							未収額	件数	
法人県民税	1,021,878,600	9,224	1,010,706,479	8,973	20,999	1	11,151,122	250	
県民税利子割	232,962,169	797	233,275,151	796	0	0	-312,982	1	
法人事業税	3,619,177,900	4,515	3,598,819,359	4,395	0	0	20,358,541	120	
個人事業税	151,810,300	2,280	150,122,500	2,259	0	0	1,687,800	21	
不動産取得税	333,874,800	1,891	330,024,900	1,841	0	0	3,849,900	50	猶予（生前贈与） 55,100円 （2件） 猶予（生前贈与以外） 1,642,300円 （8件）
県たばこ税	1,232,928,970	53	1,145,822,788	48	0	0	87,106,182	5	
ゴルフ場利用税	41,918,575	58	41,918,575	58	0	0	0	0	
自動車税	3,105,963,900 (285,930,500)	97,481 (15,233)	3,085,629,573 (285,948,000)	96,661 (15,208)	0 (0)	0 (0)	20,334,327 (-17,500)	820 (25)	
自動車取得税	809,086,200 (809,086,200)	22,342 (22,342)	809,127,000 (809,127,000)	22,342 (22,342)	0 (0)	0 (0)	-40,800 (-40,800)	0 (0)	
軽油引取税	2,111,706,158	414	1,906,001,328	370	0	0	205,704,830	44	
県民税配当割	176,547,519	5,180	176,547,519	5,180	0	0	0	0	
株式等譲渡所得割	36,811,631	129	36,811,631	129	0	0	0	0	
小 計	12,874,666,722 (1,095,016,700)	144,364 (37,575)	12,524,806,803 (1,095,075,000)	143,052 (37,550)	20,999 (0)	1 (0)	349,838,920 (-58,300)	1,311 (25)	
個人県民税	5,991,797,116		5,105,099,103		0		886,698,013		
合 計	18,866,463,838 (1,095,016,700)	144,364 (37,575)	17,629,905,906 (1,095,075,000)	143,052 (37,550)	20,999 (0)	1 (0)	1,236,536,933 (-58,300)	1,311 (25)	

※自動車税、自動車取得税の（ ）の額は、中国運輸局鳥取運輸支局における証紙徴収分であり、内数である。

(2) - 1 税外収入未済額 (県税関係)

① 過年度分 (平成25年3月31日現在)

(単位: 件、円)

税目	区分 年度	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税	H18					1	1,000	1	1,000	
	H20	1	30,000					1	30,000	
	H22					1	134,097	1	134,097	
	H23					2	25,632	2	25,632	
	計	1	30,000	0	0	4	160,729	5	190,729	
特別地方消費税	H7			1	3,800			1	3,800	
	H8			8	45,000			8	45,000	
	H9			12	61,700			12	61,700	
	H10			12	48,100			12	48,100	
	H11			12	39,900			12	39,900	
	H12			3	9,100			3	9,100	
	計	0	0	48	207,600	0	0	48	207,600	
軽油引取税	H21			3	155,500			3	155,500	
合計		1	30,000	51	363,100	4	160,729	56	553,829	

② 現年度分 (平成25年3月31日現在)

(単位: 件、円)

税目	区分	過少申告加算金		不申告加算金		重加算金		計		備考
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
法人事業税				1	1,604	7	467,854	8	469,458	
合計		0	0	1	1,604	7	467,854	8	469,458	

(2) - 2 税外収入未済額 (県税関係以外)

該当なし

(1) 県税関係

取 り 組 み の 状 況	取 り 組 み 効 果
<p>1 滞納整理の取組状況</p> <p>(1) 進捗管理の徹底 定期的に滞納案件の1件ヒアリングを実施し、個別具体的に処理方針を決定し、滞納額の圧縮を図った。</p> <p>(2) 新たな取組 県税滞納整理における預金調査事務を金融機関・県とも効率的にするため、現在紙で行っているものをエクセル等の電子データによるやりとりとすることを検討した。</p>	<p>(1) 進捗管理を徹底し、組織的な滞納整理を行うことで、個人県民税を除く徴収率は、平成23年度決算で99.7%と高い徴収率を維持した。</p> <p>(2) 金融機関と調整中であるが、実現すれば、調査対象者の検索が容易になり、作業時間の短縮等、更に効率的な滞納整理を実践することが可能となる。</p>

2 個人県民税の徴収対策

平成19年度に実施された所得税から個人住民税への税源移譲により、収入未済額が大幅に増加した。東部県税事務所全体の収入未済額の内、個人県民税は約90%を占め、突出して高く、収入未済額の圧縮が、最大の懸案項目となっている。

<個人県民税の収入未済額の状況>

(単位：千円、%)

区 分	19年度	22年度	23年度	24年度
東部県税事務所未済額①	512,371	488,045	461,683	442,470
うち 個 県 未 済 額 ②	360,616	446,579	426,331	410,222
割合(②/①)	70.4	91.5	92.3	92.7
そのうち鳥取市③	320,546	398,859	377,177	359,098
割合(③/②)	88.9	89.3	88.5	87.5

※ 各年度とも出納整理期間終了時点(5月末)のもの。

(1) 鳥取県地方税滞納整理機構(任意組織)

税務職員相互併任制度を発展させた形で、重複事務の解消、税込確保、徴税吏員の能力向上、一元化組織の検討を目的に平成22年4月1日に発足した。

東部支部として、管内全市町が参加し、高額滞納案件を中心に共同徴収を行った。

(1) 県・市町の共通滞納者への滞納整理の共同実施により、重複事務の解消及び税込確保に努め、県内でも突出した実績を上げている。

(単位：(件)、千円、%)

区分	引継事務	収入済率	処理済率	収入済率+ 処理済率
東部 支部	(6,619) 608,061	19.2	73.3	92.5
中部 支部	(77) 4,430	37.7	8.6	46.3
西部 支部	(943) 23,443	9.4	53.1	62.5
計	(7,639) 635,934	19.0	72.1	91.1

(2) 税務職員長期派遣制度

鳥取市から主任級職員(平成20年~平成21年、平成22年~平成23年、平成24年~継続)を受入れ、鳥取市へ係長級職員(平成20年~平成21年)、課長補佐級職員

(2) 徴収技術の向上だけでなく、派遣職員を中心に連携が進み、組織間の協力体制や信頼関係がより強固になった。

(平成22年～平成23年、平成24年～継続)を、若桜町へは係長級職員(平成21年～平成22年、平成23年～継続)、智頭町へは係長級職員(平成25年～)を派遣し、職員育成や滞納整理のノウハウの習得支援と連携強化を図った。

(3) 個人住民税の特別徴収の推進

個人住民税の特別徴収の推進については、まずは、法令上、事業者は特別徴収を行う義務があることを周知する必要があり、管内の市町と連携した広報活動を実施した。

ア 研究部会の開催

(ア) 第1回…平成24年7月20日(昨年度の活動実績と今年度の活動計画について)

(イ) 第2回…平成24年9月26日(事業所訪問日程と方法について)

イ 事業所訪問

正職員15人以上の事業所を対象に、東部各市町職員と県税事務所職員で特別徴収未実施事業所を訪問し、周知と併せて切替依頼を行った。

(ア) 鳥取市…32事業所

(イ) 岩美町…3事業所

(ウ) 智頭町…2事業所

※ 若桜町及び八頭町は対象事業所なし。

ウ 広報誌掲載

事業所への特別徴収の周知を図るため、広報誌への掲載及びチラシ同封の依頼を行った。

(ア) 中小企業鳥取(12月号)

(イ) 町報ちず(11月号)

(ウ) 鳥取商工会議所会報(12月号にチラシ同封)

(エ) 鳥取県商工会連合会会報(1月号にチラシ同封)

エ ホームページ掲載

経済団体へ特別徴収の周知を図るため、ホームページ掲載を依頼した。(税務課ホームページへリンク)

オ チラシ配布

(ア) 東部管内経済団体窓口へ配架・周知依頼を行った。

(10ヶ所、約1,000枚)

(イ) 税務署主催の年末調整説明会会場において、事業所に配布し周知を図った。(3会場、約1,500枚)

3 東部徴収ネットワーク

徴収現場で必要な内容をテーマとする研修会を実施した。

(1) 開催日…平成24年7月20日

ア 新任税務吏員のための滞納整理(税・国保料)の心構え(鳥取市)

イ 財産調査と差押手順について(鳥取市)

ウ 不当要求の対応について(警察本部)

(2) 開催日…平成24年11月22日

ア 死亡者課税と納税義務の承継について(鳥取市)

イ 税外債権の滞納整理について(中部県税)

(3) 広報活動等を通じ、特別徴収完全実施に向け、取組み強化を図った

なお、平成25年度においても継続して、実施する。

<平成25年度の活動予定>

①事業所訪問。(正職員15人未満中心)

②広報誌掲載の継続。

③特別徴収強制指定方法の研修。

④県及び市町村の特別徴収完全実施に向けての活動。

3 年3回の研修会を通じて、徴収技術の向上と連携意識を深めた。

(3) 開催日…平成25年1月20日

- ア 納付委託（手形、小切手の取扱い）の基礎知識について（鳥取市）
- イ 自動車税の課税保留制度について（東部県税）
- ウ 滞納処分の実務～滞納処分を基礎から再確認～（鳥取市）
- エ 決算書等からの財産発見の着眼点（東部県税）

4 個別支援

管内市町の実情に応じた個別具体的な支援を実施し、徴収率の向上に努めた。

4 市町の徴収上の問題点が明らかとなり、徴収率向上に向けた、滞納整理方針が明確化された。

市町	開催日	市町からの要望	対応状況
鳥取市	H24.7.10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税滞納者の財産調査結果の提供。 ・ 新任（経験の浅い）職員を育成していく上での情報提供。 ・ 本格的（敵対的）捜索の協力。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税滞納者の財産調査一覧表を提供。また、個別に要望があったものについても、預金履歴等の情報を提供（随時） ・ 東部徴収ネットワーク研修会の中で実践。（年3回） ・ 合同捜索（1月）、タイヤロックの立会（12月）を実施。
岩美町	H24.6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行停止基準の早期策定のバックアップ及び高額滞納者への共同対応。 ・ 捜索・タイヤロック等の実践的研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行停止基準を共同で検討。併せて、機構事案以外の高額案件についても合同で方針検討。（10月） ・ タイヤロックの立会を実施。（4月）
若桜町	H24.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税外債権の研修の実施。 ・ 新任（経験の浅い）職員への徴収ノウハウを伝授するための県税の徴収への同行。 ・ 固定資産税等の死亡者課税の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東部徴収ネットワーク研修会（第2回）で実施。（11月） ・ 県税一斉臨宅に同行（新任町職員2名）（10月） ・ 東部徴収ネットワーク研修会（第2回）で実施。（11月）なお、平成25年度は、死亡者課税に係る検討会部会を設置予定。
智頭町	H24.6.26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任（経験の浅い）職員への徴収ノウハウを伝授するための県税の徴収への同行。 ・ 機構以外の困難案件への滞納整理の関与。 ・ 個別的な研修テーマでの研修の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税一斉臨宅に同行（新任町職員3名）（10月） ・ 機構以外の困難案件について随時に情報交換。 ・ 新任職員向けに研修を実施。（徴収事務中国・四国ブロック研修会の事例問題の検討）（11月）
八頭町	H24.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収率向上の支援 ・ 県税滞納者の財産調査結果の提供。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的・効果的な滞納整理が実践できるよう徴収スケジュール・様式等を提供。また、滞繰分についても、機構において、高額滞納案件を多数追加。 ・ 県税滞納者の財産調査一覧表を提供（7月）。また、個別に要望があったものについても、預金履歴等の情報を提供（随時）

(2) 税外収入関係

取り組み対象 の未収金 〔科目・節〕	債権管理事務取 扱要領の作成の 有無	取 り 組 み 状 況	取 り 組 み 効 果
延滞金及び 加算金	有 (H15.4.30付税 務課長通知「税 外未収金(加算 金・延滞金)の 確保対策につい て」)	<ol style="list-style-type: none"> 1 延滞金確定時に納付書を送付し、 納付のない場合には、適宜催告状送 付・電話催告等により未収金の回収 に努めた。 2 延滞金の滞納者に対し、文書によ る一斉催告を行った。(10月 	<ol style="list-style-type: none"> 1 延滞金確定後速やかに納付催告する ことにより、早期に効果的な滞納整理 が図れた。 2 一斉催告により効率的な滞納整理が 図れた。

1.1 不納欠損処分調べ

(1) 県税関係(個人県民税を除く)

(平成25年3月31日現在)

調定年度	科目 (税目又は目、節)	滞納者	納付期限	債権消滅の 起算日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不納欠損処 分理由
H21	法人県民税	①	H21.9.30	H24.5.25	H24.5.25	21,000	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。事業活動の実態も再開 見込みもないため。
H23		②	H24.2.29	H25.3.28	H25.3.28	72,000	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。廃業のため。
H23		③	H22.8.2	H25.3.4	H25.3.4	3,796	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。破産手続廃止のため。
H24		④	H24.5.31	H25.3.18	H25.3.18	20,999	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。事業活動の実態も再開 見込みもないため。
法人県民税計		4件				117,795	
H23	法人事業税	②	H24.2.29		H25.3.28	1,473,900	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。廃業のため。
法人事業税計		1件				1,473,900	
H12	個人事業税	⑤	H12.8.31	H22.3.31	H25.3.31	132,100	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H12	個人事業税	⑤	H12.11.30	H22.3.31	H25.3.31	150,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H13	個人事業税	⑤	H13.8.31	H22.3.31	H25.3.31	52,200	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H13	個人事業税	⑤	H13.11.30	H22.3.31	H25.3.31	52,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H14	個人事業税	⑤	H14.9.2	H19.9.29	H25.3.31	98,700	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H14.9.25督促状発付:H22.3.31執行停止:地方税法第 15条の7第1項第1号該当
H14	個人事業税	⑤	H14.12.2	H19.9.29	H25.3.31	97,000	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H14.12.19督促状発付:H22.3.31執行停止:地方税法第 15条の7第1項第1号該当
H16	個人事業税	⑤	H16.8.31	H22.3.31	H25.3.31	32,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H16	個人事業税	⑤	H16.11.30	H22.3.31	H25.3.31	32,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H17	個人事業税	⑤	H17.8.31	H22.3.31	H25.3.31	27,600	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H17	個人事業税	⑤	H17.11.30	H22.3.31	H25.3.31	28,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
H18	個人事業税	⑤	H18.11.30	H22.3.31	H25.3.31	18,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第1号該当
個人事業税計		11件				720,600	
H17	自動車税	⑥	H17.5.31	H22.3.19	H25.3.19	47,800	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.19執行停止:地方税法第15条の7第1項第2号該当
H18	自動車税	⑦	H18.5.31	H18.7.3	H25.3.28	39,500	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H18.6.20督促状発付:H24.3.30執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑧	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.28	56,100	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H23.3.22執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑨	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.26	45,000	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H22.3.31執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑩	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.28	45,000	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H24.3.26執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑪	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.26	45,000	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H23.3.22執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑫	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.26	43,400	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H24.3.30執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑬	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.26	39,500	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H23.3.22執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑭	H19.5.31	H22.3.29	H25.3.29	38,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.29執行停止:地方税法第15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑮	H19.5.31	H22.3.18	H25.3.28	28,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.18執行停止:地方税法第15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑯	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.28	23,000	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H24.3.30執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H19	自動車税	⑰	H19.5.31	H19.7.2	H25.3.12	5,900	「時効消滅」(地方税法第18条第1項) H19.6.20督促状発付:H23.3.22執行停止:地方税法第 15条の7第1項第2号該当
H20	自動車税	⑱	H20.6.2	H22.3.31	H25.3.31	45,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止:地方税法第15条の7第1項第2号該当
H20	自動車税	⑲	H20.6.2	H22.3.18	H25.3.19	45,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.18執行停止:地方税法第15条の7第1項第2号該当

調定年度	科 目 (税目又は目、節)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起 算 日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 納 欠 損 処 分 行 っ た 理 由
H20	自動車税	㊸	H20.6.2	H22.3.18	H25.3.19	39,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.18執行停止：地方税法第15条の7第1項第2号該当
H20	自動車税	㊹	H20.6.2	H22.3.25	H25.3.26	34,500	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.25執行停止：地方税法第15条の7第1項第2号該当
H20	自動車税	㊺	H20.6.2	H22.3.18	H25.3.28	29,000	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.18執行停止：地方税法第15条の7第1項第2号該当
H21	自動車税	㊻	H21.6.1	H22.3.31	H25.3.31	33,700	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.31執行停止：地方税法第15条の7第1項第2号該当
H21	自動車税	㊼	H21.6.1	H22.3.18	H25.3.28	17,200	「停止後3年経過」(地方税法第15条の7第4項) H22.3.18執行停止：地方税法第15条の7第1項第2号該当
小計		19件				700,800	
本税計		35件				3,013,095	

(2) 税外収入関係

(平成25年3月31日現在)

調定年度	科 目 (税目又は目、節)	滞 納 者	納付期限	債権消滅の 起 算 日	不納欠損 処分年月日	不納欠損額	不 納 欠 損 処 分 行 っ た 理 由
H17	重加算金	㊽	H16.5.31	H25.3.29	H25.3.29	円 3,800	「即時消滅」 地方税法第15条の7第5項該当。廃業のため。
小計		1件				3,800	
	過少申告加算金		無し				
小計		件				0	
	不申告加算金		無し				
小計		件				0	
加算金計		1件				3,800	

地方法人特別税計	1件					1,193,900	
----------	----	--	--	--	--	-----------	--

合計	37件					4,210,795	
----	-----	--	--	--	--	-----------	--

12 負担金、交付金及び委託料支出状況調べ

(1) 負担金 該当なし

(2) 補助金

予算科目 (賦課徴収費)

① 国 補 分 該当なし

② 単 県 分

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)

補助金等の名称 (補助金の創設年度)	交付先	間 接	補助対象経費	実施計画承認 又は内示年月 日	着手年月日	額の確定 年月日	支出の状況			備 考
				交付申請 年月日	完了年月日	検 査 年月日	概算払 精算払 の別	支出年月日	金 額	
事業の内容			補助率及び 補助金額	交付決定 年月日	実績報告 年月日	審査・実地 調査年月日				
納税貯蓄組合 連合会補助金 (平成23年度)	鳥取県東部納 税貯蓄組合連 合会		321,100	—	—		概算払	24.6.29	250,000	
県税の納期内 完納の推進			(補助率:8/10)	24.4.26	25.3.31					
			250,000	24.5.23						
単 県 分 計									250,000	

(3) 交付金

(平成25年3月31日現在)
(単位:円)

予算科目 (目)	予算令達額	交付金の名称	支出先	交付率	支出年月日	支出金額	支出の根拠法令等(規約、要綱等を含む)	備考
賦課徴收費	329,896,154	個人県民税徴収取扱費 市町交付金	鳥取市他	地方税法第 47条第1項 の定めによ る	24.5.10外	328,168,676	地方税法第47条第1項 同法18年度改正附則 第5条第9項及び第6条 第1項 同法施行令第8条の3 鳥取県税条例第39条	
支出金額が10万 円未満のもの						0		
目 計						328,168,676		
合 計						328,168,676		

(4)委託料

(平成25年3月31日)(単位:円)

予算科目 (目)	国補 単 の 別	委託料の名称	委託契約の 相手方	当 初 契 約			入札等 年月日 (契約保証金納 付等年月日)	完 了 年月日	支 出 の 状 況			備 考
				予定価格	(契約年月日) 契 約 額	契約期間			支出 区分	支 出 年月日	金 額	
				変 更 契 約 (最 終)			履 行 検 査 年 月 日					
					(契約年月日) 契 約 額	契約期間		契約形態				
賦課徴収費											0	
予定価格が20万円 未満のもの											6,216	
目 計											6,216	
合 計											6,216	

13 工事請負費調べ 該当なし

14 財産に関する調べ

(1)公有財産 該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

(平成25年3月31日現在)

種 別	前年度末	本 年 度 中		本年度末	備 考
		購入額	使用額		
	円	円	円	円	
郵便切手及び郵便はがき	44,900	30,900	52,220	23,580	
収入印紙	12,100	90,000	83,100	19,000	
収入証紙				0	
タクシークーポン券				0	
鉄道プリペイドカード				0	
合 計	57,000	120,900	135,320	42,580	

イ タクシーチケットの受払状況 該当なし

(3) 債 権 該当なし

15 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物 該当なし

(2) 物 品

(平成25年3月31日現在)

品 名	数 量	規格・銘柄	貸付期間	貸付料(円)		貸付先 住 所 名	使用場所	貸付目的	備 考
				単 価	本年度の貸付料				
証紙代金 収納計器	2	S337/ F325A型	24.4.1 ~25.2.1	月額・年額	無料	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会	・鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会内 ・鳥取市安長77-1 鳥取県自動車団体連 合会 安長分室内	自動車税・自動車取 得税を証紙徴収する ため	
始動票札 用リーダー	2	CPD1002型	22.4.1 ~25.1.31	月額・年額	無料	鳥取市東町1丁目220 株式会社山陰合同銀行 鳥取県庁支店	同左	自動車税・自動車取 得税を証紙徴収する ため	
プロカード	3		22.4.1 ~25.1.31	月額・年額	無料	鳥取市東町1丁目220 株式会社山陰合同銀行 鳥取県庁支店	同左	自動車税・自動車取 得税を証紙徴収する ため	
証紙代金 収納計器	2	SH-2010	25.1.17 ~25.3.31	月額・年額	無料	鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会	・鳥取市丸山町233 鳥取県自動車団体連 合会内 ・鳥取市安長77-1 鳥取県自動車団体連 合会 安長分室内	自動車税・自動車取 得税を証紙徴収する ため	
合 計					0				

16 借受不動産明細調べ 該当なし

17 職員住宅及び職員駐車場の管理状況調べ 該当なし

18 自動車(二輪を除く)の管理状況調べ 該当なし

19 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

20 備品の処分状況調べ 該当なし

21 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ 該当なし

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等

該当なし

(2) 監査委員事務局に対する要望等

監査日程について、5月末は出納閉鎖の徴収や決算事務で多忙を極めますので、決算終了後に実施していただけるとありがたいです。